

廃棄物受入基準

❖ 共通基準

1: 受入可能廃棄物品目

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず（容器類に限る）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（コンクリートくずを除き容器類に限る）、一般廃棄物（可燃ごみ・可燃性粗大ごみ）

※特別管理産業廃棄物を除く

2: 受入不可な廃棄物

- 大きい廃棄物で焼却炉投入口詰まりの可能性のある廃棄物（大きさの規格は長さが50cm以内）

注：規格以上の廃棄物につきましては別途有償（2,000円/m³）にて前処理を行います。

- 粉塵爆発や化学反応、また、破碎作業中に、発火の可能性のある廃棄物
- 鉛などの重金属を含む廃棄物
- 塩化ビニールなどの塩素を多量に含む廃棄物
- 金属類・土石類が混入している廃棄物
- 有機溶剤などの悪臭を発散させる廃棄物
- 紙おむつや注射針などの医療系廃棄物
- ロール状やひも状、または帯状の廃棄物

※ 具体的な例は p.2 の画像をご覧ください。

❖ 個別基準一例

品目	受入可能な廃棄物（50cm以内）	受入不可な廃棄物
廃プラスチック類	・ 硬質プラ、軟質プラ、残渣付着プラなど	・ 塩ビ管・雨どいなどの塩素を多量に含む廃棄物 ・ エポキシ樹脂などの難燃性プラ
動植物性残さ	・ 食品加工のロス品など （排出場業種指定があります）	・ 味噌・醤油など塩分を多量に含む廃棄物 ・ 小麦粉などの粉もの廃棄物
汚泥	・ 乾燥汚泥（含水率20～50%程度）	・ 無機汚泥 ・ 有機汚泥（含水率20%未満、50%以上）
廃酸・廃アルカリ	・ シャンプー、飲料など ・ 粘度10mPa・s以下の液（ウスターソース）	・ pH4以下の廃酸、pH10以上の廃アルカリ ・ 粘度10mPa・s以上の液（サラダオイル）
中間処理後の2次廃棄物	・ 中間処理にて破碎処理後の混合廃棄物	・ 壁紙などの塩素混入されている混合廃棄物 ・ 自動車シュレッダーダスト
木くず・紙くず・繊維くず	・ 長さ50cm以内 （長さが50cm以上は別途有償）	・ 木の根、枕木、壁紙など
一般廃棄物	・ 燃えるごみ	・ 燃えないごみ ・ 廃家電製品

❖ 注意事項

- ✓ 搬入物に受入不可な廃棄物が確認された場合は、返却させていただきますので、あらかじめご了承願います。
- ✓ 一般廃棄物及び事業系一般廃棄物につきましては、受入にあたり、排出自治体様・鹿沼市様との事前協議が必要となります。
- ✓ 不明な点がございましたら、営業課（0289-72-0371）までお問合せください。

※ 受入不可な廃棄物具体例

具体例	参考画像	受入不可な理由
大きい廃棄物		焼却炉投入口の規格が <u>50cm</u> となっており、規格以上の廃棄物は <u>投入口が詰まる原因</u> になります。
粉もの廃棄物		<u>粉塵爆発の可能性</u> があり、 <u>火災や設備故障の原因</u> になります。
発火の可能性がある廃棄物		ライターやリチウム電池などは <u>火災の原因</u> になります。
重金属を含む廃棄物		電子基板などの重金属を含む廃棄物は <u>破碎作業中に発火の可能性</u> があり、また、焼却後の <u>燃え殻において、重金属の溶出・含有成分が基準値を超過する恐れ</u> があります。
塩素を多量に含む廃棄物		塩ビ管など塩素の高い廃棄物は <u>ボイラー（発電用設備）腐食の原因</u> になります。
金属類		<u>許可範囲外の廃棄物</u> であり、混入していた際、 <u>搬送設備破損の原因</u> になります。
有機溶剤臭などの廃棄物		ウエスなどは当社が取得している <u>許可の範囲外である特別管理産業廃棄物に該当する</u> 場合があります。
紙おむつ		紙おむつ使用されている <u>高分子吸収剤は、バグフィルター（集塵設備）目詰まりの原因</u> になります。
注射針		<u>鋭利な廃棄物</u> は、当社が取得している <u>許可の範囲外である特別管理産業廃棄物に該当し</u> 、誤って混入していた場合、 <u>前処理／投入等における作業員が怪我をする危険性</u> があります。
ロール状・ひも状の廃棄物		<u>長いひもが導火線</u> となり、焼却炉内の火が廃棄物受入ピットへ移動し <u>火災の原因</u> になります。
味噌・醤油など		塩分の高い廃棄物は <u>ボイラー（発電用設備）腐食の原因</u> になります。
自動車シュレッダーダスト (ASR)		金属やガラスなどの <u>燃えない廃棄物が多量に混入</u> しており、また、 <u>バグフィルター（集塵設備）目詰まりの原因</u> になります。
乾電池・蛍光灯など		乾電池や蛍光灯などの水銀を含む廃棄物は、当社が取得している <u>許可の範囲外である水銀使用製品産業廃棄物に該当し</u> 、誤って混入していた場合、 <u>排ガス中において水銀大気排出規制を超過する恐れ</u> や、 <u>破碎作業中に発火の可能性</u> があります。